

入退院・没後サポート事業

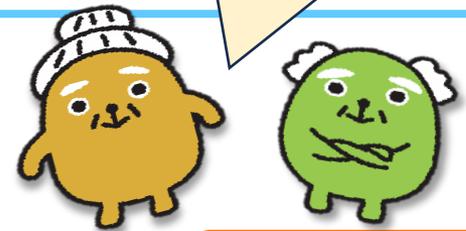
令和6年度よりモデル事業開始！

対象要件

以下の1～5すべて満たす方

- 1 75歳以上の市民の方
- 2 独居もしくは75歳以上のみの世帯、または判断能力の低下している家族と同居している75歳以上の方
- 3 身近に支援ができる親族がいない方、直系親族が不在もしくは支援が困難な方
または都内に3親等以内の親族が不在もしくは支援が困難な方
- 4 事業内容を理解でき、公正証書による契約が可能な方
- 5 預託金を預かることが可能で、利用料の支払いが可能な方

急な入院や没後に備える
サービスです…！



サービス概要・ 利用料

月額利用料 **20,000円** (税別)

※定期訪問ほか規定の個別支援料含む

《基本》 入退院サポート

登録料28,000円
(税別)
+
公正証書作成費用

入退院預託金
600,000円～
1,000,000円

《オプション》 没後サポート契約

登録料なし
公正証書作成費用

没後預託金
見積金額
+
事務費用

有料サービス

裏面①②③⑤の支援を
年間24回 (24時間)
超えた場合の個別支援
1時間3,500円 (税別)
※入退院預託金から支払い



支援内容

- ・公正証書作成による入退院支援契約及び預託金預かりが必須です。
- ・死後事務委任契約については、頼れる親族等がない場合は必須です（入退院支援契約から6か月以内を目途に、別途公正証書で作成となります）。単独契約はできません。
- ・定期訪問以外に、年間24回（24時間）、3か月に1回の定期訪問を加えて28回（28時間）まで①、②、③、⑤の支援を受けることができます（月額利用料に含まれています）。
- ・電話での随時相談は無料です。
- ・解約は、月末締めで適宜可能です。

基本

入退院サポート契約



①入退院時支援

預託金による保証金・入院費の支払い、入退院手続き、必要用品のお届け、医療に関する希望事項や治療に関する意思表示書の提示

②医療・福祉サービス利用支援

医師による病状説明時の同席、介護保険サービスや施設入所の契約立ち会い、施設見学などの付き添い、成年後見申立て支援

③生活支援

訪問による書類の確認、銀行の手続き同行、委任状での市役所等の手続き、住宅改修等の契約時・工事等の立ち会い、法律相談の紹介・立ち会い

④定期訪問・定期連絡

3か月に1回の定期訪問、月1回の電話、適宜、電話での相談（月～金 8：30～17：15）

オプション

没後サポート契約

⑤死後事務委任契約準備にかかる支援

死後事務に係るご意向確認、葬儀や家財整理の見積依頼・立ち会いなどの契約準備、遺言書作成等法律専門職の紹介など

死後事務委任契約

預託金による火葬、納骨、家財整理、医療費・施設利用料等の支払い、行政機関への手続きなど

有料サービス

個別支援

規定の時間を超えての①、②、③、⑤の個別支援
1時間 3,500円（税別）
※入院預託金から支払い

お問い合わせ

公益財団法人武蔵野市福祉公社

権利擁護センター

☎0422-66-2987

 毎年4月に、利用継続意思の確認、医療に関する意思表示書の確認、資産状況の確認、預託金残高の確認、預託金額の見直し等を行います。